

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案要綱（最低賃金法施行規則の一部改正関係）について（諮問）

厚生労働省発基 1117 第 1 号
令和 5 年 1 月 17 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案要綱（最低賃金法施行規則の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案要綱（最低賃金法施行規則の一部改正関係）

第一 最低賃金法施行規則の一部改正

地域別最低賃金又は特定最低賃金に係る地方最低賃金審議会の意見の提出があつたときに都道府県労働局長が行うその意見の要旨の公示は、原則として当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。ただし、当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載することが困難な場合には、当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

第二 施行期日

この省令は、令和六年三月三十一日から施行すること。